委員会提出第 1 号議案

次期介護保険制度改正において、「要介護 1 · 2 」の生活援助給付等の見直しの検討を慎重に行うことを求める意見書

上記の議案を提出する。

平成28年9月30日

提出者 厚生委員会委員長 手 塚 歳 久

次期介護保険制度改正において、「要介護1・2」の生活援助給付等 の見直しの検討を慎重に行うことを求める意見書

介護保険制度は、3年ごとに見直しがされているが、平成27年の改定では予防給付(要支援1・2)の訪問介護と通所介護の地域支援事業への移行が決まり、平成30年に本格実施される。

しかし、その効果の検証も待たずに、次期(第7期、平成30年~平成32年)の介護保険事業計画に向けた制度改正の議論の中で、「要介護1・2」の被保険者への給付の見直しの検討も「社会保障審議会介護保険部会」で始まっていることに、市民は大きな不安を抱いている。

検討項目としては、「要介護 1 ・ 2 」の被保険者の「生活援助」を国の介護保険 給付から外し自治体の地域支援事業に移行すること、福祉用具や住宅改修は原則自 己負担とすること、ケアプラン作成の自己負担の導入などが挙げられている。

これらの見直しの理由として、給付の重点化をすることで制度が持続可能となるということが挙げられている。しかし、いわゆる「軽度」とされる被保険者にとっては、これらのサービスこそが重度化の予防に大きく寄与している。これらを保険給付から外すことは、高齢者の在宅生活を脅かすだけでなく将来的な給付費の増大につながり、むしろ制度の持続可能性にとって逆効果であると危惧されている。

都市部では今後、ひとり暮らしや認知症の高齢者の急増が政府の調査でも明らかになっている。政府の掲げる「介護離職ゼロ」も、在宅サービスが拡充し、早期に 適切なサービスにつなげられる基盤整備があってこそ実現する。

よって、府中市議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう要望する。 1 「要介護1・2」の被保険者が在宅で安心して暮らし続け、家族が介護を理由 に離職することを防ぐために、次期介護保険制度改正において、「要介護1・ 2」の被保険者の生活援助給付等の見直しの検討は、慎重に行うこと。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月30日

議 長 名

(あて先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣